

SEA 導入ガイドライン(案)に対する意見

住所：京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル 305 号

団体名：特定非営利活動法人 気候ネットワーク

(※団体としての意見です)

担当者名：畑直之

職業（団体種別）：環境 NGO

電話番号：03-3263-9210

ファックス番号：03-3263-9463

電子メールアドレス：tokyo@kikonet.org

意見内容：

<意見 1>

該当箇所：「1. ガイドラインの目的」及び全般

今回のガイドラインは第 1 歩だが、これを進めて、戦略的環境アセスメント（SEA）の実施を義務付ける法制化を早期に実現すべきである。

<意見 2>

該当箇所：「1. ガイドラインの目的」

今回の SEA ガイドライン案は、EIA（事業アセス）に似ている部分が多いが、これは「事業の位置・規模等の検討段階」なのでやむを得ない。ただ今後は、より上位の国レベルの公共事業やエネルギーなどの各種の基本計画の策定自体に対しても、戦略的環境アセスメントを行う方向で、検討を進めてほしい。

その際、温室効果ガス、特に二酸化炭素はあらゆる所から排出され様々な計画に関係があるので、すべての計画について温暖化防止の視点でチェックする仕組みとすべき。

<意見 3>

該当箇所：「2. 対象計画」及び「6. その他」の「(2) 民間事業者等の取扱い」

発電所を対象から外すよう電力会社が求めていると聞かすが、当然含めるべきである。特に法律で地域独占を認められている一般電気事業者 10 社は公益的な企業であり、純粋な民間事業者とは異なり、責任も重いことを肝に銘じるべき。

なお「6. その他」の「(2) 民間事業者等の取扱い」は基本的に不要であると考えられる、削除すべき。

<意見 4>

該当箇所：「5. 評価の実施方法」の「(2) 複数案の設定」

事業を行わない案は常に複数案に含め検討すべきである。「現実的である／ない」といった曖昧な物差しで事前に外すべきではない。

<意見 5>

該当箇所：「6. その他」の「(1) 公共事業分野における関連する取組との関係」

「公表」は必須であり、「公表することが望ましい」は「公表すること」に改めるべき。

以上